

相続する親族の範囲や順位(=法定相続人)、相続分(法定相続分)は民法で定められています。

遺言がない場合は、民法の規定に従って遺産を分けることになります。

なお、このノートに記入しただけでは、法的な効力は発生しません。

詳しくは、専門家にご相談されることをお勧めします。

(1) 遺言書を作成していますか

※遺言書の有無など、場合によっては、もめる原因になるものもあります。

なし あり

(2) 遺言の種類

自筆証書遺言 公正証書遺言

(3) 作成年月日

_____ 年 _____ 月 _____ 日

(4) 保管場所

自宅 公証役場 法務局 その他(_____)

(5) 資産や負債などの管理を依頼している人はいますか

いない いる(_____)

コラム

遺言書の種類

種類	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成者	自分で作成	公証人が作成
メリット	<ul style="list-style-type: none">● いつでも気軽に書き直しができる● 費用がかからない	<ul style="list-style-type: none">● プロが書くので不備がない● 原本は公証役場で保管
デメリット	<ul style="list-style-type: none">● 書き方を誤ると無効● 紛失や改ざんの危険	<ul style="list-style-type: none">● 手間と費用がかかる● 証人が必要(2人)

◆自筆証書遺言書保管制度について

令和2年7月10日より、法務局での自筆証書遺言の預かり制度が始まりました